○農林水産省告示第二千六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十二日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町都賀行一八四の五、八〇三の三から八〇三の七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十二日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町小松地一三八、五九六の一、五九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十二日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県玉名市玉名字出口二八三六の一七、二八三六の一九から二八三六の二三まで、字瀬戸ノ下二八五〇、二八五一、字狐迫二八五六の一、二八五六の二、二八五六の四、二八五九、二八六〇、二八六二、二八六三の一から二八六三の三まで、二八六四、二八六七、二八六八の一、二八六八の二、二八六九から二八七一まで、二八七三、二八七四、二八七五の一、二八七五の二、二八七六、二八七八、二九〇〇の一、二九〇〇の二、二九〇〇の四、二九〇一、二九〇四、字上ノ原二九二八、二九二九、二九七五、二九九六から二九九九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字出口二八三六の一九・字狐迫二八六三の一・二八六三の二・二八六四・二八六八の一・二八六八の二・二八七六・字上ノ原二九九六から二九九九まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十二日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町石野字扇迫一四四一の一、一四四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字扇迫一四四一の一・一四四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十二日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂本字松尾一〇四五の一、一〇四五の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松尾一〇四五の一・一〇四五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月二十二日

農林水産大臣　林　　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県西脇市野村町字市ゴ谷一八〇〇の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年十月二十三日

（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　神奈川県伊勢原市笠窪三五六番地

独立行政法人都市再生機構神奈川中部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○海上保安庁告示第百九十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号